R8.8

現場説明事項・施工条件明示事項

担 当 課　：　上田市　上下水道局　下水道課
工 事 名　：　農村整備事業（農業集落排水施設整備事業）
　　浦里地区　処理施設機能強化工事
工事場所　：　上田市越戸（浦里処理場）

工事の実施に当たっては、「長野県土木工事共通仕様書」、「長野県土木工事施工管理基準」、「土木工事現場必携」、「設計変更ガイドライン」、「工事一時中止に係るガイドライン」の図書（最新版）を準用するものとし、記載のない項目については、本事項及び監督員との協議による。

なお、上記図書は、長野県ホームページ（建設部技術管理室）にPDF形式で掲載されている。

【 特記仕様書（施工条件） 】

1　工期関係

⑴　工期

工期は、雨天・休日等を見込み、令和９年　11月　12日までとする。

⑵　工事を施工しない日及び時間帯

①　工事を施工しない日は、原則として、土曜日、日曜日、夏季休暇（８月13日～16日）、年末年始（12月29日～１月３日）とする。ただし、事前に監督員と協議し承諾を得た場合は、この限りでない。

②　工事を施工しない時間帯は、原則として、平日の午後６時から午前８時までとする。ただし、緊急を要する場合や夜間工事を必要とする場合など、事前に監督員と協議し承諾を得た場合は、この限りでない。

⑶　週休２日工事（発注者指定方式）

☐　対象外工事　　本工事は、週休２日工事の対象工事ではありません。

☑　対象工事（週単位）　本工事は、**「週単位の週休２日工事」**の対象工事です。

対象期間の全ての週において、土曜日及び日曜日を現場閉所するように設定し、施工計画書に記載すること。週の定義は、月曜日から日曜日までとし、やむを得ず土曜日及び日曜日に施工せざるを得ない場合は、事前に監督員と協議した上で、土曜日及び日曜日に代わる現場閉所日を同一の週で指定すること。なお、夜間工事で曜日を跨ぐ場合は、土曜日から日曜日へ跨ぐ夜間、日曜日から月曜日へ跨ぐ夜間で現場閉所を行っていれば、週単位の週休２日を達成しているものとみなす。

【週休２日工事の注意事項】

①　週単位の週休２日となるよう現場閉所日を設定し、施工計画書に記載すること。ただし、現場条件や施工時期等の制約が厳しく、現場閉所日の設定が困難な場合は、事前に監督員と週休２日の実施方法及びその確認方法について協議し、施工計画書を作成するものとする。

②　施工計画書に従い、現場閉所等を実施すること。

③　施工計画書に記載した現場閉所等を変更する場合は、事前に監督員と協議し承諾を得ること。

④　掲示板を作成し、週休２日を実施する工事である旨を公衆の見やすい場所に明示すること。

⑤　週休２日の取組実績に応じて補正分が変更されるとともに、工事成績評定も行われるので注意すること。

⑥　週休２日工事の実施に当たっては、「上田市週休２日工事実施要領」に基づき行うこと。

⑦　週休２日の対象外とする作業と期間は、下記のとおりとする。

作業	期間	備考

⑷　余裕期間制度（フレックス方式）

☑　対象外工事　　本工事は、フレックス工期の対象工事ではありません。

☐　対象工事　　本工事は、フレックス工期の対象工事です。

工事開始期限日	令和　　年　　月　　日
工事完成期限日	令和　　年　　月　　日

①　契約締結日から工事開始期限日までの任意の日を工事開始日として設定し、工事完成期限日までの任意の日を工事完成日として設定すること。ただし、余裕期間及び実工期の設定に伴う積算上の割増は行わないので注意すること。

「余裕期間」＝契約締結日から工事開始日の前日まで

「実工期」＝実際の施工に必要な受注者が設定した工期で、工事開始日から工事完成日まで

②　主任技術者、監理技術者及び現場代理人は、工事開始日から配置することとし、余裕期間中は、配置を要しない。

③　余裕期間中に測量、資機材の搬入及び仮設物の設置その他工事に相当する行為は行わないこと。ただし、現場に搬入しない資機材の準備及び労働者の手配はできるものとする。

④　余裕期間中の工事用地等の現場管理は、発注者の責任で行う。

⑤　建設工事請負契約書及び工程表に記載する工期は、全体工期（余裕期間＋実工期）とする。

⑥　契約保証に係る期間は、全体工期（余裕期間＋実工期）とする。

⑦　契約時に「工程表・着手届・現場代理人及び主任技術者届」を提出し、余裕期間中に変更があった場合は、発注者と協議の上、変更すること。ただし、全体工期を変更する場合は、変更契約を締結すること。

⑧　契約締結後 10 日以内に工事実績情報システム（CORINS）に登録すること。なお、基本情報の契約工期は全体工期とし、契約データの実工期及び技術者データの技術者従事期間は実工期とする。

⑨　フレックス工期の実施に当たっては、「上田市建設工事余裕期間制度（フレックス方式）実施要領」に基づき行うこと。

2　工事工程関係

⑴　現場の制約・条件

施工期間及び施工方法等について下記の制約・条件があるため、事前に工程の調整を行うこと。

制約事項	位置等	制約条件・内容

（埋蔵文化財事前調査、自然公園法施行承認申請、工事自粛期間・JR など近接・国県道など）

⑵　地元・関係機関との協議

着工に当たって、下記の協議を関係機関及び地元住民と行うこと。

関係機関等	協議事項	内容	時期
自治会及び地元住民	工事説明	工事内容、施工方法、交通規制など	施工計画書作成後、速やかに実施すること。

（関係機関とは、地元自治会、沿線地権者、耕作者、水利管理者、公共機関、ﾗｲﾌﾗｲﾝ事業者など）

⑶　近接・競合工事

本工事に近接ないし競合して下記の工事が施工されるので、受注者間相互の連絡調整を密にし、その内容を監督員に報告して施工すること。

発注者	工事名	工期・工事内容等	影響箇所	備考

⑷　部分供用

下記箇所については、部分供用を予定しているので、これに合わせて工程を調整すること。

部分供用場所	時期	条件

3　施工計画

⑴　建設工事請負契約書第 18 条に基づき、受注者は、工事の施工に当たり、設計図書の照査を行うこと。なお、同条第１項に該当する場合には、監督員に通知等するものとする。

⑵　施工計画書は、長野県土木工事共通仕様書に基づき、設計図書、当施工条件明示事項及び現場条件等を考慮し、現場での工事着手前に作成し提出すること。

⑶　施工計画書の内容に重要な変更が生じた場合は、その都度当該工事に着手する前に変更に関する事項について、変更施工計画書を監督員に提出すること。

⑷　工事着手後、直ちに起工測量を実施後、設計値との誤差及び予想出来形を提出すること。

⑸　工事着手前に、工事の通知文の配布や予告看板及び迂回路看板などの設置等により、通行者等への広報を徹底した後、施工すること。

⑹　着工前に、必要に応じ関係機関への届出等をするとともに、近接する他工事関係者、占用工作物管理者及び公共交通機関等と十分協議の上、施工すること。

4　用地関係

⑴　借地等は、原形復旧を原則とし、所有者及び管理者等と立ち会いの上、借地期間内に返還まで完了すること。

⑵　借地等の復旧箇所は、着手前の状況を写真や測量成果等で記録するとともに、境界杭の仮撤去・復旧や構造物の移転については、引照点等を設けるなど適切な管理を行い、必要に応じて所有者等の立ち会いを実施し、了解を得た上で着工すること。

5　工事支障物件等

⑴　監督員に確認の上、別途指示を受けること。

⑵　支障物件については、工事着手前に支障物件管理者と保護方法等、協議を行うこと。また、協議内容を監督員に報告すること。

6　周辺環境保全関係

⑴　工事に伴う騒音･振動･粉塵等に、十分な対策を講じること。なお、夜間施工時の騒音には、特に注意すること。

⑵　建設機械・設備は、排出ガス対策型機械の使用を原則とする。

⑶　現場から建設発生土や各種資材等を搬出する際には、運搬車両等の付着土砂を確実に除去してから一般道を通行すること。なお、一般道が当工事による原因で破損及び汚れた場合は、受注者の責任において処理すること。

⑷　住宅近接地域での騒音や振動等､水田や畑への排水の流出等の公害防止対策について、事前に十分検討するとともに､問題が生じた場合は、発注者と協議の上、速やかに対処すること。

⑸　過積載防止関係

①　「土木工事現場必携」で定める過積載防止対策に添って、必ず対策を行うこと。

②　取引業者から購入する各種材料（生コン・Ａｓ・骨材等）や下請業者についても過積載防止対策の範囲とする。

③　対策について、「施工計画書」の施工方法に具体的に記載すること。

④　実施した過積載防止対策については、点検記録･写真等を整理・保管すること。

⑤　工事現場において、過積載車両が確認された場合は､速やかに改善を行うとともに、発注者にその内容を報告すること。

7　排水工（濁水処理を含む）関係

⑴　降雨時に濁水が路面等へ流れ出さないように適切な措置を講ずること。

⑵　本工事施工に伴う排水については、関係法令を遵守し、自然環境等への悪影響を及ぼすことにないよう沈殿処理・PH 管理等、適正に処理し、特に指示がある場合を除き、近傍の公共用水域又は排水路等に排水する。また、排水路等は、常に適切な維持管理を行い、従前の機能を損なわないようにすること。

8　交通管理及び安全管理関係

⑴　工事に伴い、交通管理（歩行者、車両など）には十分な配慮をし、第三者に被害を及ぼさないよう安全対策について、十分対策を講じること。

⑵　本工事における交通誘導員の数量は、閲覧設計書に記載のとおりである。近接工事等で交通量が著しく増減した場合や道路管理者・警察署等からの要請又は現場条件に著しい変更が生じた場合及び当初設計で予定している施工方法に対して違う方法となった場合を除き、原則として設計変更の対象としない。

工　　種	配置員数	日　数	施工時間	備　　考

※　交通整理員の配置計画は、施工計画書-11 交通管理に示すこと。

⑶　現場開放時の安全管理には、十分注意すること。

⑷　現場内の労働災害や工事車両等の出入りに伴う公衆災害防止に努めること。

⑸　地下埋設物周辺の掘削に際しては、事前に施設管理者と協議し、必要な対応をした上で、安全に施工すること。

⑹　全作業員を対象に、定期的に安全教育、研修及び訓練を行うこと。

⑺　工事現場における工事看板の標示方法等について、平成 18 年 3 月 31 日付国道利第 37 号国道国防第 205 号の通達に準ずること。（土木工事現場必携共 8-65 参照）

9　工事用道路関係

公道及び私道を工事用道路として使用する場合は、交通管理及び安全管理を十分に行い、事故や苦情の原因とならないようにすること。また、使用中に道路及び付属施設を破損した場合は、受注者の責任において速やかに原形復旧すること。

10　仮設備関係

⑴　任意仮設

任意仮設の場合は、現地の状況を十分把握し、安全性、経済性及び細部構造等について、受注者において検討の上、受注者の責任において決定し、施工するものとする。なお、明示した条件と現場が一致しない場合や明示されていない条件について、予期することができない特別な状態が生じた場合において、必要と認められるときには、変更の対象とする。

仮設物・仮設備名	設計条件	制約条件	留意事項
設計書に明記			

⑵　指定仮設

仮設物・仮設備名	内容・条件	特記事項

R8.8

１１　使用材料関係

⑴　材料の承認

工事で使用する主な材料は、「材料承認願」により、監督員の承認を得ること。なお、一括承認済の資材については、確認不要である。一括承認については、上田市契約検査課のホームページ等で周知している。

⑵　再生クラッシャーラン

再生クラッシャーランについては、「再生砕石等の利用基準」によるものとし、「再生砕石等材料承認申請提出表」を使用前に提出し、確認を受けること。

１２　残土・産業廃棄物関係

⑴　残土（発生土）については、下記⑹に記載の搬出先、処分方法ありきではなく、積極的に工事間流用や受入れ地を検討し、必要な書類（処分地位置・平面横断形状・運搬ルート・写真・処分方法と費用、土地の所有や法規制の状況等を明示するもの）を提出し、監督員と協議すること。

なお、協議が整った場合は設計変更するが、その際は、処分土量、運搬距離、処理方法がわかる資料、処分に費用を要した場合は支払い証明書類及び処理前後と処理中の写真を提出すること。

また、残土（発生土）の搬出先や活用については、法規制の状況に留意した上で、普段から場所の確保や活用に努めること。

⑵　建設副産物処理費は、施設毎の処理費と運搬費の合計が最も経済的な処理施設を選定している。

⑶　産業廃棄物は、関係法令に基づき適正に処理し、関係書類を提出すること。

⑷　マニフェストは、各種類２台分の写しを提出すること（最初と最後の車両分とし、Ａ＋Ｂ２表・Ｄ＋Ｅ表でＡ４版に縮小コピーする）。

⑸　建設リサイクル法対象工事の場合は、建設リサイクル法に基づき、関係書類を提出すること。

⑹　建設発生土に関する事項

搬出先（参考）	処分方法	運搬距離（参考）

※盛土規制法の許可等の手続きを完了した搬出先である。

⑺　特定建設資材に関する事項

種　別		処理場名	備　考
~~ｱｽﾌｧﾙﾄｺﾝｸﾘｰﾄ塊~~		~~設計書に明記~~	
~~ｾﾒﾝﾄｺﾝｸﾘｰﾄ塊~~	~~無筋~~	~~設計書に明記~~	
	~~有筋~~	~~設計書に明記~~	
	~~二次製品~~	~~設計書に明記~~	
~~建設資材木材~~		~~設計書に明記~~	

※　処理場名は積算上の条件であり、処理場を指定するものではない。

※　処理場については、原則変更対象としない。

⑻　産業廃棄物に関する事項

種　別	処理場名	備考
~~木くず（抜根、伐採材）~~	~~設計書に明記~~	
無機汚泥	設計書に明記	

※　処理場名は積算上の条件であり、処理場を指定するものではない。

※　処理場については、原則変更対象としない。

⑼　再生資源の利用促進

ア　工事目的物に要求される機能を確保し、再生資源の利用に努めること。また、再生資源化施設の活用を図ることにより、再生資源の利用を促進すること。

イ　再生資源の利用促進への取組方針、再生資源により設計されている工事材料の選定、施工等、及び、工事に使用する再生資材の選定、施工等について施工計画に定めること。

⑽　再生資源利用等実施書の提出

ア　本工事が資源の有効な利用の促進に関する法律（平成３年法律第 48 号）の規定により再生資源利用促進計画の作成を要する工事である場合は、受注者は、施工計画書提出時に、「再生資源利用計画書」、「再生資源利用促進計画書」を作成し、発注者へ提出、説明の上、公衆の見えやすい場所に掲示しなければならない。

また、受注者は、工事の完成後に発注者から請求があったときは、再資源化等報告書に、「再生資源利用実施書」、「再生資源利用促進実施書」を添付し、提出しなければならない。

イ　提出様式は、原則として建設副産物情報交換システム：コブリス（COBRIS）を利用して作成すること。ただし、これにより難い場合は、監督員との協議により、「建設リサイクル報告様式（Excel）」によることも可能とする。

ウ　対象となる建設工事は、「公共建設工事における分別解体等・再資源化等及び再生資源活用工事実施要領（土木）」による。

⑾　処分量の確認

建設副産物の処分量を確認するため、監督員から請求書、伝票等の提示を求められた場合は、応じなければならない。

１３　薬液注入関係

特に「薬液注入プラントからの流出防止対策」、「プラント洗浄液の流出防止及び中和対策」、「路面からの流出防止対策」について、周辺環境に悪影響を及ぼさないよう入念な施工管理を行い、対策の具体的内容については、施工計画書に記載すること。

１４　品質・技術関係

⑴　建設資材の品質記録

発注者が指定した土木構造物の建設材料については、建設資材の品質記録を作成し、工事完了時に提出すること。

⑵　コリンズ（CORINS）への登録

受注者は、受注時又は変更後における工事請負代金額が500万円以上の工事について、工事実績情報サービス（CORINS）を活用し、受注・変更・完成・訂正時に工事実績情報として、「登録のための確認のお願い」を作成し、監督員の確認を受けた上で、受注時は契約後10日以内（土日・祝日・年末年始を除く）に、登録内容の変更時は変更があった日から10日以内に、完成時は工事完成後10日以内に、訂正時は適宜に、登録しなければならない。

また、（一財）日本建設情報総合センターから発行された「登録内容確認書」が受注者に届いた際は、直ちに監督員に確認を求めること。

なお、変更時と完成時の間が10日間に満たない場合は、変更時の提出を省略できるものとする。

⑶　コンクリートの品質管理

ア　50㎥以上のコンクリート工事においては、コンクリート担当技術者を配置し、施工計画書に明示すること。なお、同技術者は、主任技術者及び監理技術者との兼務が可能であり、また、現場代理人が主任技術者の資格を有する場合は、兼務が可能である。

イ　発熱などによるひび割れ防止のため、「長野県土木工事共通仕様書」の規定に従い、散水養生など適切な養生を行うこと。

１５　受注者の希望により実施する内容の確認について

⑴　受注者は請負金額1,500万円以上の工事（以下、「対象工事」という。）について、以下の項目を受注者の希望により実施することができるものとする。なお、対象工事の金額未満であっても、受注者が希望する場合は、受発注者協議により対象とすることができる。希望する場合は、工事請負契約締結後、別紙『電子納品実施(希望)調書』を監督員へ提出すること。

⑵　情報共有システムの利用にあたっては、「上田市情報共有システム試行要領」に基づき、事前協議として、実施の有無、システムの種類、対象書類、参加者等について監督員と協議・確認を行うこと。

⑶　電子納品の実施にあたっては、長野県が適用する「電子納品に係る実施要領」に準拠することとし、試行的な運用として実施を希望できるものとする。

受注者が電子納品を希望する場合は、対象書類やファイル形式、データバックアップ体制、コンピュータウィルス対策方法等について、工事着手時に監督員と協議することとし、対象書類はＣＤ－ＲもしくはＤＶＤ－Ｒに記録して提出すること。

１６　その他

⑴　しゅん工時の提出書類について

ア　しゅん工時の提出書類は、請負金額や対象事業等により異なるため、**「上田市下水道工事（管路工事、管更生工事）、上田市上下水道工事（機械器具設置・電気通信・電気ほか）関係書類一覧表」**により、必要な書類をとりまとめた上で、提出すること。

イ　しゅん工書類の表紙には、**「【チェック用】上田市下水道工事（管路工事、管更生工事）、上田市上下水道工事（機械器具設置・電気通信・電気ほか）関係書類一覧表」（上田様式４　改訂版）**を用い、現場代理人は、該当する書類の有無についてチェックを行い添付し、監督員へ提出すること。なお、**「上田市下水道工事（管路工事、管更生工事）、上田市上下水道工事（機械器具・電気通信・電気ほか）関係書類一覧表」、「【チェック用】上田市下水道工事（管路工事、管更生工事）、上田市上下水道工事（機械器具・電気通信・電気ほか）関係書類一覧表」**は、上田市のホームページ内にある「下水道工事提出書類」よりダウンロードが可能であるため利用すること。

ウ　受注者は工事の施工に当たり「工事区分による試験成績等提出書類チェックシート（機械電気）について発注者と協議を行い、協議結果を反映したチェックシートを施工計画書と一緒に提出すること。またそのチェックシートの内容に従い工事の試験を実施し、試験成績関係の書類を提出すること。

⑵　火災保険等について

受注者は、工事目的物及び工事材料等を設計図書の定めるところにより、火災保険、建設工事保険その他保険に付さなければならない。また、保険契約を締結したときは、その証券又はこれに代わるものの写しを、現場着手前に監督員に提出する。（建設工事請負契約書第58条より）

⑶　法定外労災保険の付保

本工事において、受注者は、法定外の労災保険に付さなければならない。
また、受注者は、保険契約の証券又はこれに代わるものを監督員に提出することとする。

⑷ 変更請負額について
設計変更に伴い算出する請負額は、次式による請負比率により算出する。
変更請負額 ＝ 変更設計額 ×（ 請負額 ／ 設計額 ） （１万円未満切り捨て）

⑸ 熱中症
夏季における猛暑日などの過酷な環境下（炎天下や高温多湿場所）での作業による熱中症の発生が懸念される場合は、熱中症予防対策を講じること。

１７ 下水道工事の注意事項

⑴ 管渠施設の構造
管渠施設の構造については、設計図書及び上田市下水道標準図によるものとする。

⑵ 事前調査及び事後調査#
工事に先立ち、周辺の事前調査を必ず実施すること。既存施設に損傷等がある場合は必ず所有者または管理者の確認を行うこと。施工中においても、常に注意し着手前、施工中、施工後各段階において、出来る限り写真等の資料を作成すること。

⑶ 工作物等の損害について
家屋及び工作物に損害が生じた場合は、請負者の負担において速やかに緊急措置を講じ、監督員に連絡すること。
請負者の施工に起因する損害は、請負者の負担にて対応すること。なお、状況・経過等の記録を書面にて残すとともに、各段階（状況確認、交渉経過、対応後確認等）において所有者または管理者の確認を書面にて残すこと。

⑷ 民地内に設置する公共ますについて
民地内に公共ますを設置する場合は、その設置位置等は必ず土地所有者または管理者と協議してから施工し、完了後においては指定する書式において確認し提出すること。

⑸ 舗装復旧について
舗装復旧の施工を行う前に道路を開放する場合は、監督員と協議のうえ必要な処置を行うこと。

⑹ 事故対策
請負者は工事の計画・実施に際しては、関係法令、安全基準、道路占用条件及び道路使用許可等条件を遵守すること。
工事現場内は、危険防止の為、平常から防災設備を整備するとともに、気象予報等について十分注意し、常に万全の措置が講じられるように準備しなければならない。
現場においては、整理整頓し第３者に迷惑をかけないようにすること。また、休日前については、第３者が現場内へ容易に入れないようバリケード、安全ネット等の防護をすること。

⑺ 埋戻しについて
埋戻し材料について、良質土又は設計書で指定されたものを使用すること。また、管上30cmまでは、砂または粒径20mm以上の礫を含まないものとし、石など管に悪影響を及ぼすような固形物を一緒に埋め込んではならない。
路体部の埋戻しについては、設計書に特に記載がない限り、良質発生土を利用すること。良質発生土とは、締固め期待値90%とする。なお、軟弱な土質であったり、転石やゴミ等を多量に含み材料に適さないと考えられる場合には、コーン指数試験および土質工学的分類試験などを行い、その試験結果に基づき監督員と協議すること。
埋戻にあっては、管の下部に空隙が生じないよう、または構造物等に偏圧が作用しないよう、左右均等に十分締め固めること。また、埋戻しの１層仕上り厚は、30cm（路床・路盤部及び管頂30cmまでは20cm）を標準として不陸の無いよう敷均し、十分締固める。なお、管頂から30cmまでの範囲については、特に管に影響を与えないよう注意して締固めること。
埋戻工の品質管理は、舗装試験法便覧にある密度試験の測定により行い、締固め度で最大乾燥密度の90%以上とすること。路盤部では93%以上。
締固め度の確認は、延長200mに１箇所（埋戻し材料ごと、埋戻し厚さ概ね1mごと）の割合で行い、１工事につき３箇所以上を標準とする。ただし、施工規模が小さい場合は、監督員と協議すること。

⑻ 土留めについて
開削工事の土留工は、たて込み簡易土留工法で施工することを標準とし、これにより難い場合は監督員に協議すること。
たて込み簡易土留めの施工にあたっては、関係法令を熟知し施工すること。
たて込み簡易土留めの施工にあたっては、土留め材の設置部を先堀りしながら所定の深さに設置すること。先掘りは背面土砂が崩壊しない深さとすること。なお、すべての箇所において土留材は、掘削底面より深く設置しなくてはならない。また、バックホウで打撃による作業をしてはならない。
パネルと地山に間隙が生じた場合は、砂詰め等を行い、周辺地盤に影響が出ないように施工すること。また、掘削進行方向の土砂崩落の恐れがある場合は、流砂防止版等を使用して処置すること。
機材の引抜きは、トラッククレーンなどにより施工すること。バックホウでは行わない。
バックホウによる吊り込み作業には、専用装置以外の装置を使用してはならない。
機材は締固め厚さ毎に引抜き、パネル部分の埋戻と締め固めを十分に行い、監督員の立会い検査を受けるか、または写真確認ができるように管理すること。

たて込み作業中は、運転者と作業員の連絡をよくするため、合図者を置くこと。

土留めと土留めは、必ず接触してなければならない。隙間が生じた場合は、さし矢板等により安全を確保すること。

【 特 記 事 項 】

別途添付の「防食工事　特記仕様書」「機械・電機通信設備工事　特記仕様書」の記載事項についても確認すること。

上田市地元企業優先発注に係る実施方針について

1　下請業者の市内業者優先選定

受注者は、本工事（業務）の一部を下請に付する場合は、上田市内に本店（社）を有する者の中から優先して選定するように努めるものとする。

2　市内産品の優先使用

受注者は、建設資材等を調達するに当たり、上田市内の工場等で生産・製造・加工されたもの、または上田市内代理店等を仲介して販売しているものを優先活用するように努めるものとする。

安全管理の実施について

1　安全、訓練等の実施

本工事の施工に際し、現場に即した安全・訓練等について、工事着手後、原則として作業者全員の参加により、工事期間中月あたり半日以上の時間を割り当て、以下の項目から実施内容を選択し、安全・訓練等を実施するものとする。

① 安全活動のビデオ等視覚資料による安全教育
② 本工事内容等の周知徹底
③ 土木工事安全施工技術指針等の周知徹底
④ 本工事における災害対策訓練
⑤ 本工事現場で予想される事故対策
⑥ その他、安全・訓練等として必要な事項

2　安全・訓練等に関する施工計画の作成

施工に先立ち作成する施工計画書に、本工事内容に応じた安全・訓練等の具体的な計画を作成し、監督員に提出するものとする。

3　安全・訓練等の実施状況報告

安全・訓練等の実施状況をビデオ等又は工事報告（工事月報）に記録し、報告するものとする。

排ガス対策型建設機械について

1　本工事において以下に示す建設機械を使用する場合は、「排出ガス対策型建設機械指定要領（平成３年10月８日付建設省経機発第249号）」に基づき指定された排出ガス対策型建設機械を使用するものとする。排出ガス対策型建設機械を使用できない場合は、平成７年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」又はこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業、あるいはこれと同等の開発目標で実施された建設技術審査証明事業により評価された排出ガス浄化装置を装着することで、排出ガス対策型建設機械と同等とみなす。ただし、これにより難い場合は、監督員と協議するものとする。

2　排出ガス対策型建設機械あるいは排出ガス浄化装置を使用する場合、現場代理人は施工現場において、使用する建設機械の写真撮影を行い、監督員に提出するものとする。

排出ガス対策型建設機械を原則使用とする機種

機　種	備　考
一般工事用建設機械 ・バックホウ ・トラクタショベル（車輪式） ・ブルドーザ ・発動発電機（可搬式） ・空気圧縮機（可搬式） ・油圧ユニット （以下に示す基礎工事用機械のうち、ベースマシンとは別に、独立したディーゼルエンジン駆動の油圧ユニットを搭載しているもの：油圧ハンマ、バイブロハンマ、油圧式鋼管圧入・引抜機、油圧式杭圧入・引抜機、リバースサーキュレイションドリル、アースドリル、地下連続壁施工機、全回転型オールケーシング掘削機） ・ロードローラ、タイヤローラ、振動ローラ ・除雪グレーダー3.1、3.7、4.0、4.3 ・ホイールクレーン	ディーゼルエンジン（エンジン出力7.5kw以上260kw以下）を搭載した建設機械に限る。 （閲覧設計書等で２次基準値と表示してある機種については、２次基準値を標準とする工種である）

建設産業における生産システムの合理化指針の遵守等について

工事の適正かつ円滑な施工を確保するため、「建設産業における生産システムの合理化指針」において明確にされている総合・専門工事業者の役割に応じた責任を的確に果たすとともに、適正な契約の締結、適正な施工体制の確立、建設労働者の雇用条件等の改善等に努めること。

建設工事の適正な施工の確保について

1　建設業法（昭和 24 年５月 24 日法律第 100 号）及び公共工事の入札契約の促進に関する法律（平成 12 年 11 月 27 日法律第 127 号）に違反する一括下請負その他不適切な形態の下請契約を締結しないこと。

2　建設業法第 26 条の規定により、受注者が工事現場ごとに設置しなければならない専任の主任技術者又は専任の監理技術者については、適切な資格、技術力等を有する者（工事現場に常駐して、専らその職務に従事する者で、受注者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあるものに限る。）を配置すること。

3　受注者が工事現場ごとに設置しなければならない専任の監理技術者のうち、当該建設工事に係る建設業が指定建設業である場合の監理技術者は、建設業法第 15 条第２号イに該当する者又は同号ハの規定により建設大臣が同号イに掲げる者と同等以上の能力を有するものと認定した者で、監理技術者証の交付を受けている者を配置すること。この場合において、監理技術者の写しを契約時に提出すること。また、発注者から請求があったときは、資格者証を提示すること。

4　上記１～３のほか、建設業法等に抵触する行為は行わないこと。

5　請負金額５，000 万円以上の工事、及び「土木工事共通仕様書（段階検査一覧表）」にて明示されている重要構造物の工事、また、上田市契約検査課長が必要と認めた工事については、工事の施工過程において適正な契約の履行を確保するため、上田市契約検査課工事検査係にて中間検査（施工体制、安全管理、不可視部分の確認等）を実施する。

※　重要構造物とは、以下のとおり。

函渠工（樋門・樋管含む）	躯体工（橋台）	RC 躯体工（橋脚）	橋脚フーチング工
RC 擁壁	砂防ダム	堰本体工	排水機場本体工
水門工	共同溝本体工		

6　受注者は、下請契約がある場合には施工体制台帳・施工体系図を作成し、工事現場に備えるとともに、その写しを監督員に提出しなければならない。

なお、施工体制台帳には、建設業法施行規則第 14 条の２第２項に基づき、下請負に係る請負契約書等の写しを添付しなければならない。

労働福祉の改善等について

建設労働者の確保を図ること並びに労働災害の防止、適正な賃金の確保、退職金制度及び各種保険制度への加入等労働福祉の改善に努めること。

建設業退職金共済制度について

1　建設業者は、自ら雇用する建退共制度の対象労働者に係る共済証紙を購入し、当該労働者の共済手帳に共済証紙を貼付すること。

2　建設業者が下請契約を締結する際は、下請業者に対して、建退共制度の趣旨を説明し、下請業者が雇用する建退共制度の対象労働者に係る共済証紙を合わせて購入して現物により交付すること。または、建退共制度の掛金相当額を下請代金中に算入することにより、下請業者の建退共制度への加入並びに共済証紙の購入及び貼付を促進すること。

3　請負代金額が 800 万円以上の建設工事の請負契約を締結したときは、建設業者は、建退共制度の発注者用掛金収納書（以下「収納書」という。）を工事締結後１か月以内に監督員に提出すること。

なお、工事契約締結当初は工場制作の段階であるため、建退共制度の対象労働者を雇用しないこと等の理由により、期限内に当該工事に係る収納書を提出できない事情がある場合においては、あらかじめその理由及び共済証紙の購入予定時期を書面により申し出ること。

4　建設業者は、上記３の申し出を行った場合、請負代金額の増額変更があった場合等において、共済証紙を追加購入したときは、当該共済証紙に係る収納書を工事完成時までに提出すること。

なお、上記３の申し出を行った場合又は請負代金額の増額変更があった場合において、共済証紙を追加購入しなかったときは、その理由を書面により申し出ること。

5　共済証紙の購入状況を把握するため必要があると認めるときは、共済証紙の受払い簿その他関係資料の提出を求めることがあること。

6　建退共制度に加入せず、又は共済証紙の購入若しくは貼付が不十分な建設業者については、指名等において考慮することがあること。

7　下請業者の規模が小さく、建退共制度に関する事務処理能力が十分でない場合には、元請業者に建退共制度への加入手続き、共済証紙の共済手帳への貼付等の事務の処理を委託する方法もあるので、元請業者において、出来る限り下請業者の事務の受託に努めること。

ダンプトラック等による過積載、不正改造等の防止について

1　ダンプトラック等による過積載、不正改造等の防止について、以下のことを徹底すること。
⑴　積載重量制限を超過して工事用資材を積み込まず、また積み込ませないこと。
⑵　過積載、不正改造等を行っている資材納入業者から、資材を購入しないこと。
⑶　資材等の過積載を防止するため、建設発生土の処理及び骨材等の購入等に当たっては、下請事業者及び骨材等納入業者の利益を不当に害することのないようにすること。
⑷　さし枠装着車、物品積載装置、リヤバンパー等を不正改造したダンプカー及び不表示車等に土砂等を積み込まず、積み込ませないこと。また、工事現場に出入りすることのないようにすること。
⑸　過積載車両、さし枠装着車、リヤバンパーの切断・取り外し改造車、不表示車等から土砂等の引き渡しを受けるなど、過積載、不正改造等を助長することのないようにすること。
⑹　取引関係のあるダンプカー事業者が過積載を行い、又はさし枠装着車、リヤバンパーの切断・取り外し改造車、不表示車等を土砂等運搬に使用している場合は、早急に不正状態を解消する措置を講ずること。
⑺　「土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法」第12条に規定する団体等（ながのダンプ協議会、長野県ダンプ協会）の設立状況を踏まえ、同団体等への加入者の使用を促進すること。
⑻　下請契約の相手方又は資材納入業者を選定するに当たっては、交通安全に関する配慮に欠ける者又は業務に関しダンプトラック等によって悪質かつ重大な事故を発生させたものを排除すること。
⑼　以上のことについて、下請契約における受注者を指導すること。

2　過積載による違法運行について、背後責任があるとして、建設業者が逮捕又は起訴されたことを知った場合には、当該建設業者について指名停止措置を講ずる。

3　工事現場において、過積載車両、さし枠装着車、リヤバンパーの切断・取り外し改造車、不表示車を発見され改善措置を命じられた場合は、改善結果の報告をすること。なお、改善措置を命じられた場合は、工事成績評定に反映させることとする。

不法無線局及び違法無線局対策について

受注者は、電波法令を遵守し、不法無線局（不法アマチュア局、外国製無線機など）及び無線局の違法な運用（アマチュア局を使用した業務連絡など）を行ってはならない。

現場環境改善費について

1　現場環境改善費の目的
周辺住民の生活環境への配慮及び一般住民への建設事業の広報活動、現場労働者の作業環境の改善を行うために実施する。

2　実施手順
⑴　現場環境改善の実施内容について、発注者が指定していない場合は、受注者が選定する。
⑵　受注者は、現場環境改善の目的、具体的な実施内容及び実施時期等を施工計画書に記載し、監督員の承認を受けること。
⑶　受注者は、現場環境改善の実施状況及び結果を確認するための書類として、工事完了時に実施報告書及び実施状況写真を提出すること。
⑷　その他問題点等がある場合は、監督員と協議すること。

R8.8

3　実施内容

下記に示す各計上費目（現場環境改善のうち仮設備関係、営繕関係、安全関係及び地域連携）ごとに１内容ずつ（いずれか１計上費目のみ２内容）の合計５つの実施内容を選択すること。

計上費目	実施する内容（率計上分）
現場環境改善 （仮設備関係）	1　用水・電力等の供給設備 2　緑化・花壇 3　ライトアップ施設 4　見学路及び椅子の設置 5　昇降設備の充実 6　環境負荷の低減
現場環境改善 （営繕関係）	1　現場事務所の快適化（女性用更衣室の設置を含む） 2　労働宿舎の快適化 3　デザインボックス（交通誘導警備員待機室） 4　現場休憩所の快適化 5　健康関連設備及び厚生施設の充実等
現場環境改善 （安全関係）	1　工事標識・照明等安全施設のイメージアップ（電光式標識等） 2　盗難防止対策（警報器等）
地域連携	1　完成予想図 2　工法説明図 3　工事工程表 4　デザイン工事看板（各工事 PR 看板含む） 5　見学会等の開催（イベント等の実施含む） 6　見学所（インフォメーションセンター）の設置及び管理運営 7　パンフレット・工法説明ビデオ 8　地域対策費（地域行事等の経費を含む） 9　社会貢献
積み上げ計上分	1　避暑(熱中症対策)・避寒対策

ゴム製品等の品質確認について

1　受注者は、東洋ゴム化工品㈱又はニッタ化工品㈱で製造された製品や材料（以下、「ゴム製品等」という。）を用いる場合は、同社が製造するゴム製品等に対して受注者が指定した第三者（同社と資本面及び人事面で関係がない者）によって作成された品質を証明する書類を提出し、監督員の確認を得ること。

2　品質証明の内容については、次の試験及び検査項目を参考にして、製品の種類に応じて求められる機能を確認するものとする。

試験名	計測項目
通常状態での試験（常態試験）	硬さ、比重、引張強度、伸び
熱老化試験	熱老化前後での変化率（硬さ、比重、引張強度、伸び）
圧縮永久ひずみ試験	圧縮による残留歪み
製品検査	外観、寸法、性能

3　第三者による品質証明書類を提出し、監督員の確認を得た場合であっても、後に製品不良等が判明した場合に、受注者の契約不適合責任が免責されるものではない。

中東情勢の変化等による建設資材の流通状況を踏まえた設計変更について

1　本工事は、供給の偏りや流通の目詰まりにより入手が困難となっているナフサを由来とする建設資材（以下、「調達検討資材」）の調達に必要となる経費（以下、「別途調達経費」）について、設計変更を行う対象工事である。

2　調達検討資材は監督職員と協議するものとする。
協議にあたり以下の書類を添付すること。
・ナフサ由来製品であることが確認できる資料（カタログ、メーカー資料等、メーカー聞き取りでも可）

3　別途調達経費が必要となり設計変更を行う場合とは、以下を想定している。
①　調達検討資材の代替資材を調達した場合
②　調達検討資材の流通経路を見直して調達した場合
③　調達検討資材を調達した場合（別途調達経費を含む）

4　受注者は、別途調達経費に係る証明書類（実際の取引伝票等）を監督職員に提出するものとし、その別途調達経費については設計変更の対象とする。

特　記　仕　様　書

1. 工事名称　令和８年度 農村整備事業(農業集落排水施設整備事業)
浦里地区 処理施設機能強化工事

2. 施工箇所　浦里地区 農業集落排水処理施設

3. 工事場所　長野県 上田市 浦里

4. 工事概要　処理方式　JARUS-OD 型
計画処理人口　2,600 人
計画処理水量　702m3／日(平均)
供用開始　平成 11 年 12 月 1 日
機能強化対策工事一式
・土木付帯工事 n＝1式
・機械設備工事 n＝1式
・電気通信設備工事 n＝1式

5. 工事範囲
本工事は、設計図書、本特記仕様書により工事一式を行う。
また、本工事は、防食工事、機械設備工事及び電気通信設備工事に分かれているが、全て一連の工事であり、それぞれの工事が、通常維持管理のもとで行われる為、事業主体及び施設管理業者と十分に打ち合わせを行い、施工計画を立てること。

6. 工事項目
本工事は次の工事を行うものとする。
1. 土木付帯工事(処理施設)
2. 機械設備工事(処理施設)
3. 電気通信設備工事(処理施設)
※詳細数量は、金抜設計書のとおり

7. 施工条件
工程制限　この工事の工程制限は次のとおり施工する。
工事期間　契約期間によるものとする。(着手日～令和　年　月　日を予定)
※工事実施期間と工事契約期間とは分けて考えること。
本工事期間中は施工工程を 2 段階に分け、汚水処理施設を稼動させながらの施工とする。(詳細は工事期間中の汚水処理フロー(案)を参照のこと)
なお、本工事の施工期間は 225 日を想定しているが、工事の早期完了を目指すことを原

則とする。

8. 施工条件

本工事は、設計図及び特記仕様書によるほか、農林水産省構造改善局「土木工事施工管理基準並び土木工事等共通仕様書」・(一社)地域環境資源センター発行「農業集落排水施設設計指針」(R2.8)・「農業集落排水施設検査・施工管理指標(案)」(H12.4)・「農業集落排水施設のコンクリート防食の手引き」(R2.8)及び建設大臣官房官庁営繕監修「建築工事共通仕様書」・「建築工事施工管理指針」による。

9. 一般事項

9－1. 法令条例規則

本工事に関係ある法令・条例・規則等は良く遵守し必要ある届出、手続き等は受注者が代行し、これに要する費用は全て受注者の負担とする。

9－2. 疑義その他

イ)、図面及び特記仕様書に疑義を生じた場合は監督員と協議の上、その指示に従う。

ロ)、設計図に記載されていない事項でも、監督員と協議の上必要と認められるものは施工すること。尚、軽微と判断されるものについては受注者側の負担を原則とする。

9－3. 施 工 図

施工上必要な原寸図、詳細図等は遅延無く作成し、監督員の承諾を得ること。尚、設計図書一部は、現場持ち出し禁止図書とし、常時現場詰所等に保管し、訂正、変更箇所等、監督員と協議の上、赤色にて日付も合わせて記入して竣工時に監督員に提出する。

9－4. 材　料

本工事に使用する材料は、上記仕様書及び設計図書によって選定し、「使用材料発注先調書」を提出し、監督員の承諾を得るものとする。又、製作を要するものについては、製作図書を提出し、承諾を受け製作する。尚、材料選定に当たって設計図書に記載されているもの以外を使用する場合は、使用理由を明確にする使用機器リストを提出し、監督員の承諾を得るものとする。

9－5. 工事現場の安全管理

施工者は、「労働基準法」・「労働安全規則」・「建築基準法」・「消防法」・「電気技術基準」その他関係規則に従って、工事場内の管理をし、労務の安全、衛生その他、風水害、火災、盗難、風紀、その他の公害防止に注意すること。特に、足場工を設置しての施工となるため、転落や設備等の落下に細心の注意を払い、水槽内の施工環境(酸素濃度、硫化水素濃度)においても十分留意し、検知器等で安全基準を確認した上で作業を行い施工中においても、送風機の設置や作業員への防護マスクの着用を徹底実施し、安全衛生管理の徹底を図ること。

9－6. 検査及び試験等

イ） 本工事に使用する資材等は、設計図書に示されているものを使用し、「JIS規格品」と指示された材料については、ミルシート等の提示をもって、検査又は試験に変える。

ロ） 汎用品（機器）については、製作者の検査成績表及び合格証等により検査とするが、監督員の指示があった場合は、検査担当者による製作工場検査としなければならない。

ハ） 製作品については、納入品図に基づき製作工場において社内の検査を実施し、検査合格後、検査成績表を監督員に提示し承諾を得るものとするが、監督員の指示があった場合は、発注者の指名した検査担当者による製作工場検査を行う。

ニ） 工事の施工は、あらかじめ監督員の指示した工程に達したときに、監督員の立ち会いのもとで施工検査を行い、承諾を得ることを原則とし、その後次の工程に進むものとする。（①劣化部除去後 ②断面修復後 ③防食被覆後 ④機械設備配管復旧後）

9－7. 竣工図書

工事完了後、速やかに次の竣工図書を監督員の指示する部数を提出するものとする。

イ） 竣工図書（施工図、納入品図、工事日誌、官公庁届出書類、各種試験成績表、施工計画書、議事録及び指示書、材料検査簿、工程管理出来型管理等）

電子媒体（CD－R、DVD－R） 2部（正・副）

紙媒体 1部（その他、協議による）

9－8. 引き渡し

工事完成の上、全ての設備の試験調整を行い、必要な官公庁の試験に合格した後、その使用許可書を得て引き渡す。尚、本工事の正式引き渡しは、上田市の竣工検査後とする。

10. 仮設工事

10－1. 仮囲い

工事期間中、工事現場の周囲に危険と認められる場所は、監督員の指示により仮囲いを設置する。また、槽内転落防止策として作業中の開口部は、該当箇所（該当する施工水槽）のみに限定させること。

10－2. 仮設計画

工事着手前に、仮設計画書を作成し監督員の承諾を受け、現場詰め所、作業員休憩所、倉庫、設備等の仮置場等工事に必要な施設を関係法規に従い設置・確保する。また、工事期間中の汚水処理工程や処理方法については、別添の仮設フローや工程表を参考とした上で、本地区維持管理業者と施工前に綿密な打合せを行い、最良の汚水仮設計画を立て監督員に報告し、了解を得ること。また、施工期間中においても工程会議等を利用し維持管理業者と汚水処理方法について確認を取り合い、施工期間中においても、通常維持管理と同様に法定基準以内の水質確保に努め適切な汚水処理を行い、放流すること。その際、通常維持管理に加え発生する水質管理に関わる諸費用は、受注者側で負担するこ

とを原則とし、現場管理費の中に含むものとする。

11. 防食工事

11－1. 設計図書に示されていないものについては、農林水産省構造改善局「土木工事施工管理基準並び土木工事等共通仕様書」・(一社) 地域環境資源センター発行「農業集落排水施設設計指針」(R2.8)・「農業集落排水施設検査・施工管理指標(案)」(H12.4)・「農業集落排水施設のコンクリート防食の手引き」(R2.8)によるものとする。

11－2. 処理水槽内は全て、防食仕様・下地復旧(断面修復)仕様によるものとし、責任施工とする。また、防食材料の保障期間は、一般的な耐用年数の最低10年とすること。

11－3. 超高圧洗浄工は、コンクリート面で200Mpa 以上の水圧を保持して処理すること。
また、前洗浄については2～3Mpa 程度の水圧を目安とし、汚泥等の付着物が著しい水槽については、水圧調整により圧力を高めて対応すること。
尚、前洗浄の水圧については統一的な数値基準はない為、劣化被覆が剥離しない程度の水圧且つ、付着物が除去できる水圧に調整しながら施工すること。但し、前洗浄作業と超高圧洗浄作業が別々に行えない等、作業が困難な場合は監督員と協議をすること。
また、洗浄などで使用する水源は、水道水としているが事前に監督員と協議すること。

防食仕様　部位別の施工ランク

番号	槽　名	気相部	液相部
1	流入水路	2 種	2 種
2	ばっ気沈砂槽	2 種	2 種
3	砂溜槽・破砕機移流水路	2 種	2 種
4	副水路・流量計水路	2 種	2 種
5	流量調整槽	2 種	2 種
6	脱離液ポンプ槽	3 種	3 種
7	放流層汚泥貯留槽 No1, 2, 3, 4	3 種	3 種

※気相部とは LWL-300mm までの範囲とする。
※各水槽の移流部開口は当該水槽(手前水槽)の防食基準を適用すること。
※防食ランクが気相、液相と異なるランクの場合は 5cm をラップさせること。
※土木工事共通仕様書(長野県農政部)第 22 章処理場工事に明記されている防食施工ランクはあくまで標準的なランクであり、劣化調査に基づいた本地区独自の特記仕様書防食施工ランク表を優先させるものとする。

下地復旧(断面修復)仕様　耐硫酸性ポリマーセメントモルタル

番号	槽　名	気相部	液相部
1	流入水路	10㎜	10㎜
2	ばっ気沈砂槽	10㎜	10㎜
3	砂溜槽・破砕機移流水路・副水路・流量計水路	10㎜	10㎜
4	流量調整槽	10㎜	10㎜
5	脱脱離液ポンプ槽	10㎜	10㎜
6	汚泥貯留槽 No1～No4	10㎜	10㎜

上記仕様は劣化診断調査時のフェノール検査による数値に対し、下地復旧(断面修復)の厚さが超高圧洗浄により強度がなくはがれるものと想定し計上しているもので、調査より約1 年が経過していること、現場状況に左右されること(水槽内を空にした状態が確認できないため)から復旧処理厚については超高圧洗浄後、コンクリート面のフェノール反応や打診検査により判断し、健全な面が確認されない場合は変更対象とする。厚みの変更数値については、15㎜、20㎜の5㎜ピッチとする。尚、最低厚さは基準等から10㎜とする。

施工環境管理

エポキシ樹脂系防食被覆工事における施工環境の指標

施工者は、防食被覆工法の施工及び養生中における施工環境の温度・湿度等を測定して記録し、施工品質に支障がないよう、状況に応じて換気・除湿・加温等の適切な処理を施すこと。

なお、エポキシ樹脂系防食被覆工法における施工環境の指標は、次表の通りである。

工程	施工環境温度	施工環境湿度	その他の施工条件
表面処理	―	―	―
素地調整	5～35℃	(露点湿度以下)	コンクリート温度 ： 2～35℃ コンクリート素地 ： 表面水がないこと
防食被覆	5℃以上	相対湿度 85%以下	結露がないこと
養　生	5℃以上	相対湿度 85%以下	結露がないこと

注:表中の施工条件が満たされない場合は、状況に応じ適切な施工環境対策の処理を施すこと。

12. 周辺環境保全関係

(1)建設機械は排出ガス対策型機械使用を原則とする。別紙－3『排出ガス対策型機械』のとおり。

(2)現場発生残土等各種資材を搬出時には、運搬車両等から土砂を確実に除去してから一般道へ出ること。なお、一般道が当該工事による原因で破損及び汚れた場合は、受注者の責任において処置すること。(汚泥運搬車も同様の扱いとする)

(3)住宅近接地域での騒音・振動、特に臭気対策には注意を払うこととする。また水田や畑への排水流出等の公害防止対策を事前に検討するとともに、問題が生じた場合は速やかに対策すること。

(4)過積載防止関係

①県が定める過積載防止対策にそって必ず対策を行うこと。

②取引メーカー業者から購入する各種材料(生コン・As・骨材等)や下請業者についても過積載防止対策の範囲とする。

③対策について、施工計画書(施工方法)に具体的に記載すること。

④工事現場において過積載車両等が確認された場合、速やかに改善を行うとともに発注者にその内容を報告すること。

⑤工事の施工にあたっては、次の事項を尊守するものとする。

一 積載重量制限を超過して工事用資材を積み込まず、また積み込ませないこと。

二 過積載を行っている資材納入業者から、資材を購入しないこと。

三 資材等の過積載を防止するため、建設発生土の処理及び骨材等の購入にあたっては、下請事業者及び骨材等納入業者の利益を不当に害することのないようにすること。

四 さし枠装着車、物品積載装置の不正改造したダンプカー及び不表示車等に土砂等を積み込まず、また積み込ませないこと。並びに工事現場に出入りすることのないようにすること。

五 過積載車両、さし枠装着車、不表示車等から土砂等の引き渡しを受ける時、過積載を助長することのないようにすること。

六 取引関係のあるダンプカー事業者が過積載を行い、またはさし枠装着車、不表示車等を土砂等運搬に使用している場合は、早急に不正状態を解消する措置を講ずること。

七 「土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法」(以下「法」という。)の目的に鑑み、法第12条に規定する団体等の設立状況を踏まえ、同団体等への加入者の使用を促進すること。

八 下請契約の相手方または資材納入業者を選定するにあたっては、交通安全に関する配慮に欠ける者または業務に関しダンプトラック等によって悪質かつ重大な事故を発生させたものを排除すること。

九 以上のことにつき、下請契約における受注者を指導すること。

(5)水替・流入防止施設

各水槽下流での移流部は汚水逆流防止及び臭気流入防止の策を講ずること。

13. 産業廃棄物・一般廃棄物関係

(1)本工事の施工において生じる産業廃棄物の処分については、下記の処分先を想定して処分費、運搬費を計上している。なお、受注者の都合による処分先の変更については原則として設計変更しない。また、管理蓋更新の際に発生する廃プラ処理については、処理伝票にて実績により数量確認、変更するものとする。

(2)建設発生土・不足土

~~・指定(A)の場合~~

~~本工事により発生する建設発生土及び不足土は下記指定地より運搬すること。~~

~~ア 搬出・搬入先~~

~~イ 土量~~

~~ウ 運搬距離~~

~~・指定(A)(その他の場合)~~

~~建設発生土(m3)は当現場の周辺へまき出し処理するものとする。~~

~~・指定(B)の場合~~

~~建設発生土(m3)は片道運搬距離 2.0 kmに搬出するものとする。~~

(注) 指定Aとは搬出量の多少に係らず処理及び処分場所が特定できる場合
指定Bとは当初設計時に処理及び処分場所をあらかじめ確定できない場合
距離指定の場合、残土運搬距離は設計変更の対象とする。

(3)特定建設資材(建設リサイクル法)

種　別		処分条件	処分先・運搬距離・数量・金額等	
アスファルト		再利用	処理工場名	
			数　量	
			直接工事費	
セメント・コンクリート塊	無筋Co	再利用	処理工場名	
			数　量	
			直接工事費	
	鉄筋Co	再利用	処理工場名	
			数　量	
			直接工事費	
	二次製品	再利用	処理工場名	
			数　量	
			直接工事費	
建設資材木材			処理工場名	
			数　量	
			直接工事費	

(4)産業廃棄物(建設廃棄物処理指針)

種　別	処分条件	処分先・運搬距離・数量・金額等	
【有機汚泥】 堆積汚泥 ~~ろ材洗浄水~~	焼却処分 (再利用)	処理工場名	
		数　量	~~金抜き~~設計書のとおり
			※一般廃棄物扱い
【無機汚泥】 コンクリートガラ 超高圧洗浄水	焼却処分 (再利用)	処理工場名	
		数　量	金抜設計書のとおり
【廃プラ】	焼却処分 (再利用)	処理工場名	
		数　量	~~金抜~~設計書のとおり

建設工事請負契約書において、処分費・運搬費が上記(3)(4)明示金額より低額の場合は設計変更対象とする。

法に従い適正に処分すること。

(5)建設副産物の運搬・処理について

ア　建設副産物の運搬を廃棄物処理業者に委託する場合には、必ず書面による委託契約を締結すること。

イ　運搬及び処分を業とする許可証を確認し、添付すること。

ウ　下請業者が建設副産物を運搬・処理を行う場合でも、下請契約とは別に委託契約を締結する。

エ　マニフェストにより、適切に運搬・処理されているか確認を行うとともに、マニフェスト(A、B2、D、E表)の(写)及び再資源化施設、最終処分場との関係を示す写真を竣工書類に添付すること。

オ　受注者が施工計画書に記載若しくは整備すべき事項

・記載事項　※該当するものを選択する

処理方法※	1再資源化　2破砕処理　3焼却処理　4埋立処分場　5その他			
処分先(業者)	業者名 住所		許可番号	
運搬委託先(委託の場合)	業者名 住所		許可番号	
その他	資源化の方法など			

・添付書類

ア　処理先の許可書の写し及び(収集運搬を委託する場合)収集運搬業者の許可書の写し

イ　受注者と処理または運搬業者との契約書の写し

ウ　処理業者の所在地及び計画運搬ルート

(6)再生資源利用等計画書、実施書の提出

該当なし

14. 薬液注入工

該当なし

15. 工事支障物関係

(1)　本工事区間において、支障物件の処置が必要と思われる場合は、工事着手前に現場調査を実施し、発注者及び管理者立会いのもと処置方法等について協議すること。

支障物件	管理者	位　置	工事方法(見込)	時　期
該当なし				

16. 品質及び技術管理関係

(1)建設資材の品質記録保存

土木構造物について建設資材の品質記録を作成し、工事完了時に提出する。

(2)工事カルテ作成、登録について

受注者は、工事請負代金額500万円以上の工事について、工事実績情報サービス

（CORINS）入力システム（（財）日本建設情報総合センター）に基づき、受注・変更・完成・訂正時に工事実績情報として、「工事カルテ」を作成し監督員の確認を受けた上、受注時は契約後10日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から10日以内に、完成時は工事完成後10日以内に、訂正時は適宜登録期間に登録申請しなければならない（ただし、工事請負代金額500万円以上2500万円未満の工事については、受注・訂正時のみ登録するものとする）。また、登録を行い発行された「工事カルテ受領書」の写しを監督員に提出する。提出期限は、以下のとおりとする。

・受注時登録の提出期限は、契約締結後10日以内とする。
・完了時登録の提出期限は、しゅん工検査日までとする。
・施工中に、受注時登録データの内容に変更があった場合は、変更があった日から10日以内とする。

なお、竣工（完了）時登録済データに対して、訂正（削除）をする場合は、発注者の確認印を押印した発注機関確認書が必要になります。

~~(3)建設資材のうち、コンクリート圧縮強度試験及び鉄筋試験等については、原則として、建設技術センター試験所にて行うこと。また、圧縮試験供試体には、請負者の主任技術者またはコンクリート担当技術者がサインしたQC版を入れる。~~

~~(4)コンクリート品質管理の取扱いについて~~

~~ア 責任分界点からの請負者が行う品質管理~~

~~請負者は「責任分界点」から先の全ての品質管理に責任を負うものであり、品質管理のための試験等を生コン会社に委託した場合には、その全てに立ち合うとともに、その記録及び写真を竣工成果品として提出するものとする。なお、上記において立会の証としてコンクリート担当技術者が必ず写真に写っているものとする。（現場必携P.382）~~

~~イ 生コン納品書（伝票）の扱い~~

~~・生コン納品書は竣工成果品として提出するものとする。~~

~~・納品書には、工場発時間、現場着時間及び打設完了時間を記入するものとする。（現場必携P.376）~~

(5) 工事に使用する材料の承諾

工事で、使用する材料は「材料承諾願い」を提出して承諾を得ること。

17. 監督員の実施する検査または試験

（一社）地域環境資源センター発行「農業集落排水施設のコンクリート防食の手引き」（R2.8）を参照のこと。

その他、必要に応じて監督員の指示によりその都度行うものとする。

なお、完成品質検査の検査項目と判定基準及び検査の方法は次表の通りである。

検査項目	判定基準	検査の方法
① 目視検査 （仕上がり品質）	表面に被覆性能を損なうピンホール等の欠陥がなく平滑にしあがっていること	目視検査
② 防食被覆の 接着強さ	・防食被覆 平均値が 1.5N/mm2 以上 かつ最小値が 1.2N/mm2 以上 ・槽内及び外部防水層 平均値が 0.8N/mm2 以上	接着強さ試験

③ 防食被覆の施工厚さ	平均値が規格値以上であること 標準仕様1種　：0.2mm以上 標準仕様2種　：0.35mm以上 標準仕様3種(その1)：0.70mm以上 (エポキシ樹脂の施工仕様)	施工厚さ測定

18. その他

(1)建設産業における生産システムの合理化指針の尊守等について

工事の適正かつ円滑な施工を確保するため、「建設産業における生産システムの合理化指針」において明確にされている総合・専門工事業者の役割に応じた責任を的確に果たすとともに、適正な契約の締結、適正な施工体制の確立、建設労働者の雇用条件等の改善等に努めること。

(2)建設工事の適正な施工の確保について

一 建設業法(昭和24年 法律第100号)及び公共工事の入札契約の促進に関する法律(平成12年 法律第127号)に違反する一括下請その他不適切な形態の下請契約を締結しないこと。

二 建設業法第26条の規定により、受注者が工事現場ごとに設置しなければならない専任の主任技術者または専任の監理技術者については、適切な資格、技術力等を有する者(工事現場に常駐して、専らその職務に従事する者で、請負者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあるものに限る)を配置すること。

三 受注者が工事現場ごとに設置しなければならない専任の監理技術者のうち、当該建設工事に係る建設業が指定建設業である場合の監理技術者は、建設業法第15条第2号イに該当する者または同号ハの規定により国土交通大臣が同号イに掲げる者と同等以上の能力を有するものと認定した者で、監理技術者証の交付を受けている者を配置すること。この場合において、監理技術者の写しを契約時に提出する。また発注者から請求があったときは、資格者証を提示すること。

四 一、二、及び三のほか、建設業法等に抵触する行為は行わないこと。

(3)下請け契約を実施する場合は、下請け該当金額に関わらず「下請負人通知書」を提出すること。

(4)下請け該当金額に関わらず「施工体制台帳」及び「全下請け業者との契約書・内訳書の写し」を提出すること。なお、この金額以下においても、担当監督員が必要と認めた場合は提出を求めるため、承知しておくこと。

(5)労働福祉の改善等について

建設労働者の確保を図ること並びに労働災害の防止、適正な賃金の確保、退職金制度及び各種保険制度への加入等労働福祉の改善に努めること。

(6)建設業退職金制度について

一 建設業者は、自ら雇用する建退共制度の対象労働者に係る共済証紙を購入し、当該労働者の共済手帳に共済証紙を貼付すること。

二 建設業者が下請契約を締結する際は、下請業者に対して、建退共制度の趣旨を説明し下請業者が雇用する建退共制度の対象労働者に係る共済証紙をあわせて購入し現物により交付すること、または建退共制度の掛金相当額を下請代金中に算入することにより、下請業者の建退共制度への加入並びに共済証紙の購入及び貼付を促進すべきこと。

三 請負代金の額が800万円以上の建設工事の請負契約を締結した時は、建設業者は建退共制度の発注者用掛金収納書(以下「収納書」という。)を工事契約締結後1ヶ

月以内に発注者に提出すること。なお、工事契約締結当初は工場製作の段階であるため建退共制度の対象労働者を雇用しないこと等の理由により、期限内に当該工事に係る収納書を提出できない事情がある場合においては、あらかじめその理由および共済証紙の購入予定時期を書面により申し出ること。

四　建設業者は三の申し出を行った場合、請負代金額の増額変更があった場合等において、共済証紙を追加購入したときは、当該共済証紙に係る収納書を工事完成時までに提出すること。なお、三の申し出を行った場合または請負代金額の増額変更があった場合において、共済証紙を追加購入しなかったときは、その理由を書面により申し出ること。

五　共済証紙の購入状況を把握するため必要があると認めるときは、共済証紙の受払簿その他関係資料の提出を求めることがある。

六　建退共制度に加入せず、または共済証紙の購入若しくは貼付が不十分な建設業者については、入札等において考慮することがある。又、加入していない場合は、その理由書を提出の事。

七　下請業者の規模が小さく、建退共制度に関する事務処理能力が十分でない場合には、元請業者に建退共制度への加入手続き、共済証紙の共済手帳への貼付等の事務の処理を委託する方法もあるので、元請業者においてできる限り下請業者の事務の受託に努めること。

(7) 常に意識を持ってコスト縮減に取り組み、設計に反映できるように努める。

(8) 建設現場における福祉改善や労働時間の改善、または地域住民に対する工事現場の開放やPRなど、建設産業に対する理解の増進に資する事業の実施等の構造改善対策にも配慮する。

(9) 生コンクリートをはじめとして、主要な材料は管内工場の価格により積算しているため、これらを管外から搬入する場合は、協議すること。

(10) 通行制限実施にあたっては、関係機関及び道路管理担当者と十分協議すること。

(11) 現場代理人・主任技術者等は、各種約款等に記載された職務内容を迅速、かつ、適切に行うこと。

１９．変更条件

変更対象となる項目は原則、次の通りとする。

（１） 超高圧洗浄による剥取厚及び下地復旧厚

（２） 汚泥処分量（有機汚泥）

（３） コンクリートガラ・洗浄水処分量（無機汚泥）

（４） 送風機損料（日数）

（５） 足場設置面積・範囲

（６） 防食施工面積

（７） 既存機械設備（各設備・架台）に破損や損傷が認められ、再利用が困難な場合

（８） 雨季・冬季時の特殊養生

ただし、請負者の都合のみの理由によるものは原則対象としない。

※なお、後洗浄工については変更対象としないこととする。

別紙－3『排出ガス対策型機械』

排出ガス対策型建設機械の原則使用について

本工事において以下に示す建設機械を使用する場合は、「排出ガス対策型建設機械指定要領（平成3年10月8日付　建設省経機発第249号）に基づき指定された排出ガス対策型建設機械を使用するものとする。排出ガス対策型建設機械を使用できない場合は、平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」、またはこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業、あるいはこれと同等の開発目標で実施された建設技術審査証明事業により評価された排出ガス浄化装置を装着することで、排出ガス対策型建設機械と同等とみなす。ただし、これにより難い場合は、監督員と協議するものとする。

排出ガス対策型建設機械あるいは排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用する場合、現場代理人は施工現場において、使用する建設機械の写真撮影を行ない、監督員に提出するものとする。

排出ガス対策型建設機械を原則使用する機種

機　　種	備　考
一般工事用建設機械 ・バックホウ ・トラクタショベル（車輪式） ・ブルドーザ ・発動発電機（可搬式） ・空気圧縮機（可搬式） ・油圧ユニット （以下に示す基礎工事用機械のうち、ベースマシーンとは別に、独立したディーゼルエンジン駆動の油圧ユニットを搭載しているもの； 油圧ハンマ、バイブロハンマ、油圧式鋼管圧入・引抜機、油圧式杭圧入引抜機、アースオーガ、オールケーシング掘削機、リバーサーキュレーションドリル、アースドリル、地下連続壁施工機、前回転型オールケーシング掘削機） ・ロードローラ、タイヤローラ、振動ローラ ・ホイールクレーン	ディーゼルエンジン（エンジン出力7.5kw 以上 260kw 以下）を搭載した建設機械に限る。

機械・電気通信設備工事　特記仕様書

1．機械工事一般事項

1）　基本条件

(1) 各施設及び構成機器は、施設の性能を発揮するために十分な性能を有し、かつ、適正な余裕をもつものとする。

2）　保守点検に関する条件

(1) 各機器は、運転、保守の為の必要なスペースを周囲に保ち、かつ、必要な歩廊、階段、手摺り等を付属させること。
(2) 機器には、必要点検窓、清掃孔、マンホールを設けるものとする。
(3) 消耗部品は、交換が容易な構造とし、かつ、分解に必要なスペースを確保すること。
(4) 塗装については、耐熱、耐薬品、防蝕、配色等を考慮すること。

3）　安全衛生に関する事項

(1) 安全上必要な手摺り等を設けること。
(2) 作業環境を良好に保つため、室内は十分な換気が出来ること。
(3) 水槽開口部には、適正な蓋等を施すこと。

4）　建築物との関連事項

(1) 振動、衝撃を発生する機器は十分な基礎を設けること。
(2) 機器類が建屋壁を貫通する場所は、十分な雨仕舞いを行うこと。
(3) 配管については、勾配、保温、振動等を十分考慮すること。

2．工事用材料

(1) 機械・電気設備の製造に用いる材料又は部品は、全て次の規格、基準に合格したものでなければならない。
　日本工業規格（JIS），電気規格調査会標準規格（JEC），
　日本電気工業会標準規格（JEM），給排水空調設備規格，
　し尿浄化槽構造基準，その他関係法令等
(2) 機械・電気設備の内、工場で製作するものについては製作図面を作成し、監督員の承諾を得て製作するものとする。
(3) 原動機・ポンプ・ブロワ等の汎用製品については、製造工場試験成績表及び合格書等を添付して、監督員の承諾を受けなければならない。
(4) 主要機械設備の仕様は、別紙の「設備数量及び仕様」の通りである。

3．施工

(1) 機械設備は、下記により全塗装を行うものとするが、ステンレス及び樹脂製品並びに原動機・ポンプ・ブロワ等の汎用製品についてはこの限りではない。
　露出部　　下地処理、錆止め2回塗り、調合ペイント2回塗り
　水中部　　下地処理、タールエポキシ樹脂（JIS K 5664 2 種）3回塗り

(2) 塗装基準、塗装色は、日本下水道事業団機械設備工事必携 2．機械設備工事一般

仕様書第4節 塗装による。又、色見本帳により監督員の承諾を受ける。

(3) 機械・電気設備の据付配管は、設計図書並びに現場を熟知すると共に疑義を正し、詳細に内容を把握した上で処理施設の性能が充分発揮できるように行わなければならない

(4) ステンレス製品については、十分な酸洗いを施すものとする。

(5) 配管継手は 50A(Sch40)までねじ込み継手、65A(Sch20)以上は溶接継手とするが、現地の配管接合に合わせるものとする。

4. 維持管理

(1) 当該処理施設の完成後の維持管理は、保守点検業者の行う巡回管理により行うものとしている。従って、受注者は、処理施設がこれらの維持管理の実態に対応し、かつ、安全なものとなるよう努めなければならない。

5. 施工範囲

(1) 概 要

本工事の施工範囲は汚水処理設備の槽内防食被覆を行うため、支障のある既設設備の撤去及び再据付変更を行うものである。
又、老朽化した機器の撤去をするものである。

(2) 工事内容

＜機器撤去・再設置＞

1.	自動荒目スクリーン	1基
2.	ばっ気沈砂槽脱臭カバー	1基
3.	排砂エアリフトポンプ	1基
4.	細目スクリーン	1基
5.	流量計	1 基
6.	流量調整槽水中撹拌ポンプ	4 基
7.	流量調整槽ポンプ	2 基
8.	非常用流量調整槽ポンプ	1 基
9.	脱離液ポンプ	2 基
10.	汚泥貯留槽散気装置	18 基
11.	汚泥濃縮貯留槽散気装置	2 基

＜配管撤去・再設置＞

1.	ステンレス鋼管 25A	1 箇所
2.	ステンレス鋼管 80A	2 箇所
3.	ステンレス鋼管 100A	1 箇所

＜動力・電気＞

1.	ローターマットスクリーン	1 台
2.	現場操作盤	1 面